

生衛ジャーナル

「広げよう 元気の輪、地域の輪」

このたびの東日本大震災により被災した方々に、心よりお見舞い申し上げます。

2011年5月



C O N T E N T S

ふろんていあ	1
お店探訪	2～3
センターにゆうす	4
せいえい掲示板	5
厚生労働省から	6～7
日本政策金融公庫（国民生活事業）から.....	8～9
消費生活相談の現場から	10～11
いつつもかあさん、ときどきライター	12

原稿・情報をお寄せください

お店探訪

ユニークな経営、集客、地域活動などを行っている生衛業関係のお店をお知らせください。自薦・他薦を問いません。

センターにゆうす

都道府県の各生活衛生営業指導センターで計画中、あるいは実施した特色ある企画や活動など。

その他、ご意見や提言

生衛業の開店・融資・経営などの相談にまつわる成功・失敗談やエピソードなど。

投稿方法

郵送、Fax、E-mail で。郵便番号、住所、氏名（匿名希望の場合はその旨を）、電話番号などの連絡先を明記してください。

送り先

〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-15-1 エスピービル 菅原印刷株式会社 生衛ジャーナル制作部
Tel: 03-5687-2211(代) Fax: 03-5687-2310 E-mail: journal@sugawara-p.co.jp

ふるんていあ

みさ
三朝温泉観光協会
業務課業務班長
あいおい
相生 祐司



旅館などからの廃食油の収集作業

現在深刻な問題である環境問題、エネルギー問題、地球温暖化問題——。温泉観光地を有する我が町の場合、旅館から出る残菜の量は町全体から排出される生ゴミのおよそ2割を占めており、廃油と合わせてゴミの削減が大きな課題となっていました。

そこで鳥取県三朝町は、環境と共生する町づくりのモデル事業として温泉旅館から排出される『生ゴミ』と『廃食用油』をリサイクルするプラント、「三朝温泉循環型プラント」建設に着手。生ゴミが有機肥料に、廃食用油がバイオディーゼル燃料（BDF=Bio Diesel Fuel）に生まれかわるプラントが平成20年3月に完成し、その管理運営業務を我が三朝温泉観光協会が主体となって、同年4月よりスタートしました。

特に数年前から続くガソリンや灯油の価格の高騰もあり、BDFに寄せられる期待は高いものでした。



BDFをゴミ収集車に給油

「循環型町づくり」を目指して

できた燃料の価格は1リットル100円。軽油より安価に設定しました。しかし、ディーゼル車のエンジンの型式によってはBDFが適合せずエンジンに不具合が生じるため、BDFを使用できる車が限られてしまうという問題もありました。そこで、いろいろと調査をした結果、一番適合していたのが、駅からのシャトルバス（当初試験運行）、各旅館の送迎マイクロバスのほか、業者のフォークリフト、観光協会の生ゴミ収集車でした。

現在、旅館、事業所、町調理センターなど37か所から収集される廃食油は、月平均1,500リットル。うち、BDFに精製できる量は1,300リットル。この量で需要と供給のバランスがほぼ保たれています。

地産地消のリサイクル活動として、地球（地域）の環境を守る取り組みになっているのです。まさに、「環境と共生する町・循環型町づくり」の第一歩と言えるでしょう。

しかし、軌道にのり始めたと思ったこのBDFですが、不況による観光客の減少、EV（電気自動車）の普及もあり、利用が思った以上に進んでいないのが現状です。

今後、我が観光協会としては、より品質の良いBDFを作るため、同じような取り組みをしている団体と横のつながりを持ち、情報の共有、連携を目指しています。

皆さん、身近な生活の中で「バイオマス」を意識し環境問題を考えながら生活してみませんか。

元祖「冷やしシャンプー」

盆地に位置する山形市は、夏の暑さが厳しい。昭和8年に日本最高気温40.8℃を記録。平成19年に熊谷市と多治見市が40.9℃で記録を塗り替えるまで、日本一の座にあった。この山形の暑い夏を気持ちよく過ごしてほしいと考え出されたのが『冷やしシャンプー』だ。現在、県内約400店で実施され、夏の定番メニューになっている。その生みの親「メンズ・ヘアリズム」のオーナー・大沼幸市さんにお話を伺った。

大沼さんは東京の理容専門学校を卒業後、東京で10年間修業して山形に戻り、すぐに「メンズ・ヘアリズム」を開店。祖父の代から続く理容店の長男だが、東京で学んだことを生かしたいと、平成7年に独立して自分の店を持った。新しい感覚の理容店をめざし、当初からさまざまな試みを行っていた。その中から生まれたのが『冷やしシャンプー』だ。

「理容店には“季節限定”といったサービスがなかった。しかも、シャンプーはお湯で流し、仕上げにドライヤーと、夏でも暑いメニューばかり。それで、少しでも“涼”を提供したいと、メントール系のシャンプーを冷蔵庫に入れて冷やして使ってみたら、“スツとして気持ちいい”とお客様の評判がよかった」と大沼さん。当時は「クールシャンプー」と称し、自分の店だけで夏場にサービスしていた。

数年後、大沼さんは、夏を感じる「冷やし中華」から『冷やしシャンプー』という言葉の思いつく。さっそく大きな水色の紙に「冷やしシャンプーははじめました」と書き、店の前に貼ったところ、地元メディアの目に留まり話題に。これを機に、山形県理容生活衛生同業組合（以下「組合」と表記）の講師会をはじめ多くの理容師が賛同し、組合も講習会を催すなどバックアップして、『冷やしシャンプー』は一気に山



▲1階が「メンズ・ヘアリズム」。期間中、店前には「冷やしシャンプー」の幟が立つ



「冷やしシャンプー」の生みの親・大沼幸市さん

形の理容店に広まった。

そこで、大沼さんら組合の講師会の有志で山形県冷やしシャンプー推進協議会（以下「協議会」と表記）を発足。山形の『冷やしシャンプー』を「メントール系のシャンプーを冷蔵庫や氷で冷やして使うこと」と定義し、期間は6月18日から9月18日までとした。店頭には飾る青い幟は統一しているが、この規定以外、冷やし方は自由で、金魚鉢や徳利を使ったり、店ごとにさまざまな工夫や演出を施している。

こうして『冷やしシャンプー』が山形の夏の定番になるにつれ、シャンプーだけのお客様も増えた。お客様が自身のブログに「おもしろい」と書いた感想を読んで新規客が訪れたり、観光

理容室「メンズ・ヘアリズム」

住所：山形県山形市上町1-8-17

代表者：大沼幸市さん

電話：023・644・7731



◀大沼さんは「冷やしシャンプー」をワインクーラーで冷やして使っている

▼爽快感を保つため、シャンプーはぬるま湯で流す



に来たついでに体験したいと来店する県外客も夏場の理容店に、活気をもたらしている。

シャンプーの商品化という、思いがけない展開もあった。最初は協議会のメンバーも既成のものを使用していたが、より『冷やしシャンプー』に適したものと調合を考え、試行錯誤を重ねてオリジナルのシャンプーを作った。世界で初めて「冷やす」ことを前提に調合したシャンプーで、冷やすとメントールの爽快感との相乗効果が上がる。肌への刺激が強すぎないように、安全性も考慮した。このシャンプーを「家でも使いたい」というお客様の声に応え、家庭用に商品化し、販売を始めた。

すると、常連客が「これは山形のお土産になる」とパーキングエリアの店に置いてくれたり、県の観光協会からも引き合いが来た。山形市内の山形国際ホテルでは、独自にミニボトルを作

り、理容店と期間を合わせて、客室の冷蔵庫に入れプレゼントしている。

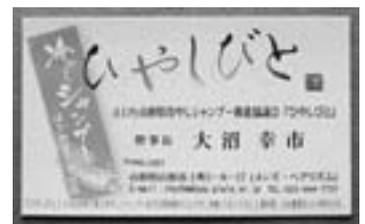
話題になった映画「おくりびと」の脚本家・小山薫堂氏も『冷やしシャンプー』の評判を聞き、発祥店の「メンズ・ヘアリズム」を訪れた。実際に体験し、そのアイデアと爽快感に感動して、大沼さんを「ひやしびと」と命名。以来、山形県で夏に『冷やしシャンプー』をする理容師を「ひやしびと」と呼んでいる。

また、2年前には、山形市にかわって暑さ日本一になった熊谷市の理容師会と協議会が友好姉妹団体の盟約を結んだ。そして協議会のスタッフが『冷やしシャンプー』を伝授した。他県からのオファーも多く、山形から24都府県に広まっている。全国理容生活衛生同業組合連合会でも、山形の『冷やしシャンプー』をもとに「冷シャンプー」を提案しており、今年は節電との関連で、例年以上にクールビズ・ヘアとあわせて普及を図り、お客様にアピールすることになっているという。

理容業界だけでなく、地域の活性化にも一役買っている山形発祥の『冷やしシャンプー』。大沼さんは「お客様が広めてくれ、“ご当地シャンプー”に育ててくれた。夏の風物詩になって、お客様に愛され喜ばれるのが一番」と語る。もうすぐ夏、多くの方が『冷やしシャンプー』を心待ちにしているに違いない。



◀ミニ瓶と家庭用に商品化したシャンプー・トリートメント。手前はホテルが独自に作ったミニボトル



▲大沼さんの名刺。脚本家・小山薫堂氏が「ひやしびと」と命名

東日本大震災による被災事業者等の復興支援に関する生衛業界の要望

3月11日に発生した東日本大震災は、被災地の生衛業の方々のみならず間接的に全国の生衛業者にも大きな被害を及ぼしていますが、生衛業関係16業種の全国団体で構成する(社)全国生活衛生同業組合中央会(理事長 濱田康喜氏)では、この震災により被災した生衛業者の早期復興と、風評被害、計画停電、イベント・旅行等の自粛により売上が激減している全国の生衛業者の救済を図るために融資対策をはじめ20項目の業界要望を取りまとめ、4月中旬に厚生労働大臣、与野党の関係国会議員に要望書(東日本大震災による被災事業者等の復興支援に関する要望書)を提出しました。この要望書に記載されている要望事項は以下のとおりです。

【融資対策】

- 被災地の生衛業者の早期復興を支援するため、日本政策金融公庫融資について、以下の特別措置等を講じてください。
 - 既往貸付については、営業者からの申し出によることなく、震災発生時点に遡って、その返済を猶予するとともに金利を免除する措置
 - 未曾有の災害であることに鑑みて、現行の災害貸付等の貸付条件を大幅に改善した復興支援緊急融資制度(運転・設備資金、無担保・無保証人・無利子、貸付限度額6千万円程度、返済猶予期間5年程度、貸付期間20年程度)の創設
 - セーフティネット貸付の平成24年度末までの延長及び貸付限度額の拡大、並びに信用保証協会による保証の利用限度額の倍増(現行2億8千万円→5億6千万円)
- 福島原発事故による風評被害、計画停電、イベント・旅行等の自粛により売上が激減している生衛業者に対して、以下の特別措置等を講じてください。
 - 既往貸付についての金利免除及び一定期間の返済猶予と貸付期間の延長
 - 無担保・無保証人で、一定期間は無利子とする設備資金・運転資金貸付の創設
- 日本政策金融公庫が平成23年度中に導入を予定している保全別金利については、業界に慎重論が多いこと、また当面、震災への対応が急がれることなどから、その導入を見送ってください。

【業務用燃料の確保】

- 病院寝具等のクリーニングを行っているクリーニング施設に対しては、業務用の燃料(重油、ガソリン等)を優先的に供給してください。
- 被災地域の住民の公衆衛生を確保するため、公衆浴場に対しては、業務用の燃料を優先的に供給してください。

【税制・雇用・休業補償】

- 被災営業者については、税制上の優遇措置を講じてください。
- 隣県の旅館・ホテルへの被災者の受入れについては、国で支援措置を講じてください。

- 被災旅館・ホテルの従業員を他地区で緊急雇用する場合には、国として支援措置を講じてください。
- 宿泊客が激減している旅館・ホテルの従業員の雇用確保を迅速に行うため、煩雑な雇用調整助成金の申請書類を簡素化してください。
- 原発事故による避難営業者に対しては、国による休業補償を実施してください。

【電力対策】

- 計画停電の実施方法等を早期に改善してください。

(パート労働者の比率が高いクリーニング業界や、鮮魚、肉、野菜など生の食材の衛生管理が必要な飲食店等の業界にとって、営業時間の制限は事業継続の可否に関わるものである。)
- 今夏の電力対策については、計画停電ではなく、他の方法を検討してください。

【原発による風評被害等対策】

- 原発周辺地域における衣類のクリーニングの取扱いについて、国は明確な基準を示してください。
- 原発問題は、農水産物を扱う飲食店等の業界には事業継続の可否にも関わるものであるため、早期収束を図ってください。
- 放射能汚染により出荷制限が行われている農作物(ほうれんそう等)の市場における安定供給と価格の抑制を図ってください。
- 原発事故の関係では、楽観的な表現でなく可能性を列挙し、風評被害が起きないような明確な指示と情報を発信してください。

【その他】

- 自粛ムードによる宴会・宿泊等のキャンセルで、飲食店、旅館等の売上は全国的に激減しており、今後の被災地の復興支援活動にも影響することから国として国民に対する自粛軽減の広報措置等、自粛ムードを一掃する対策を講じてください。
- 通常の火災保険では地震による火災が担保されないため、大震災による火災については国として対応してください。
- 損壊家財整理のための被災地、原発避難地域への被災者の早期の帰宅と事業再開計画を策定してください。
- 被災地の公衆衛生の確保と営業再開のため、ライフラインの早急な復旧を図ってください。

せいえい 掲示板

♣女将たちがおもてなし宣言



大震災による自粛ムードが広がるなか、青森県旅館ホテル生活

衛生同業組合（中村嘉宏理事長、283会員）の女将たちが4月22日、青森市の「ねぶたの家 ワ・ラッセ」で記者会見し、同月23日～7月22日に開催されるJRグループなどの大型観光企画「青森デスティネーションキャンペーン（DC）」を前に、旅の力で東北

復興を目指すおもてなし宣言を発表した=写真=。

女将たちは「会場製品の利活用に率先して努力します」「安心と安全をお届けします」など5項目の宣言文を読み上げた。

同組合によると、昨年12月に東北新幹線が新青森駅まで延伸し、宿泊数は冬場も順調に推移したが、東日本大震災後、5月の大型連休中の宿泊予約は、さくらまつりがある弘前市で通常満室になるが、今年は7～8割にとどまる。県内全体では2～3割と低迷しているという。

★「宿ネット」イメージキャラクター決まる

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会（全旅連）は旅館・ホテル組合サイト「宿ネット」のイメージキャラクターを募集していたが、このほど応募作品359点の中から最優秀賞を決定した。

最優秀に選ばれたのは「ココよちゃん」＝

イラスト＝で、宿の形を顔と頭にし、浴衣と羽織を着てキャリーバッグを携行しながら、「あなたと一緒に宿探し、その宿あるよ、知っているよ！あそこに、ここにLet's Go！」と宿を指さし「ココよ」と教えています。



URL：<http://www.yadonet.ne.jp/>

♠「ほくりく外食産業展」開催

北陸最大級の飲食店業界の見本市「第29回ほくりく外食産業展」が4月13、14の両日、金沢市袋畠町の県産業展示館1号館で開かれ=写真=で、2日間で計約1万6,000人が訪れた。

石川県飲食業生活衛生同業組合（北川實理事長）と同組合指定業者会「飲和会」の共催で、全国から業務用調理器販売会社や小売店、飲食店など約90店がブースを出店。会場には業界関係者以外の一般客にも楽しんでもらおうと、バナナのたたき売りや、そば打ち体験、わんこそばの早食い競争、「飲和会」に

よるオークションなどのイベントコーナーも設けられ、来場者は各ブースで商



談を行ったり、「能登丼」、「くりからそば」などの料理を味わったりしていた。

北陸の飲食店関係者のあいだでは、平成26年度に予定されている北陸新幹線金沢延伸への期待も高まっている。北川理事長は「北陸新幹線開通のチャンスを逃さないよう、今から組合員が連携して準備を進めていきたい」と話している。

生活衛生関係営業の振興に関する検討会第2次報告書〈概要〉

平成23年3月に、「生活衛生関係営業の振興に関する検討会」を開催し、生活衛生関係営業対策事業費補助金（以下、「補助金」という。）が的確に選定、実施、評価されるよう、審査・評価会の在り方や事業評価の実施方策等について検討を行い、平成23年4月22日に、第2次報告書がとりまとめられましたので、報告書の概要を紹介いたします。

審査・評価の基本的考え方

1. 審査・評価の基本的方向性
 - 審査・評価の適切かつ効果的な実施
2. 対象範囲
 - 補助金により全国生活衛生営業指導センターが行う事業
 - 補助金により都道府県生活衛生営業指導センターが行う事業
 - 補助金により全国生活衛生同業組合連合会及び各生活衛生同業組合が行う事業
3. 審査・評価会の役割と責務
 - 公正かつ透明で、厳正な審査・評価を実施

審査・評価の実施等について

1. 審査・評価方法
 - 全ての事業について、審査・評価の対象
 - 審査・評価は基本的に書面により実施
 - 5段階程度の評価段階を設定
2. 審査・評価の観点
 - 事業の目的、内容、性格に応じて柔軟に実施
 - 短期間での効果測定が難しい事業については、結果に至る途中のプロセスについて評価
3. 審査・評価における客観性の確保
 - 事業の性質に応じて、数値等による定量的な目標、定性的な目標を明らかにした事業の採択
4. 審査・評価に伴う過重な負担の回避
 - 事業実施者が審査・評価に伴う作業負担が過重にならないよう、工夫や配慮が求められる

補助金の採択方針について

1. 採択方針の基本的考え方
 - 衛生水準の向上や社会的責任の遂行など補助金の目的に資するよう、採択方針をとりまとめ
 - 都道府県センターが実施する相談指導については、標準的な様式（フォーマット）を提示
2. 成果指標、活動指標を明確にした事業の実施〔効果測定が可能な事業の実施〕
3. 関係営業の課題に即応した事業の実施〔戦略性の強化〕
 - 関係営業の課題を明確に示し、それに対応する形で応募された事業を採択する方式(先進的モデル事業(特別課題))も採用
4. 組合等の役割・魅力の明確化〔組合活動の活性化〕
 - 補助金の内容に、組合員を対象とした税制・融資を促進する事業を盛り込むことで、組合への加入促進、組合未設置県の結成促進等を図る
5. 東日本大震災被災地において生活衛生関係営業による地域の再生に資する事業
 - 東日本大震災により、甚大な被害が発生
 - このため、地域で身近なサービスを提供する生衛業が、地域の再生に資する事業を積極的に行うことが期待される。
6. おわりに

本報告書を契機として、公衆衛生の確保、生衛業の適切な振興について国民への説明が十分に行われる補助金として改革されるよう、適切に運用され、また、不断の改革が行われることを期待する。

(参考)

(生活衛生関係営業の振興に関する検討会第2次報告書)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001a0ah.html>

新たな生活衛生関係営業対策事業費補助金について

はじめに

これまでの生活衛生振興助成費等補助金及び生活衛生営業指導費補助金（以下「旧補助金」という。）については、平成22年度に開催された行政刷新会議等において、効果測定が不十分であり、国、自治体、団体等の役割分担が不明確であることが指摘されました。この結果を踏まえ、財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）については、シンクタンク機能・情報提供機能への重点化、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）については、営業者に対する相談指導、消費者保護への重点化、全国生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合（以下「連合会及び生衛組合」という。）については、自主的取組の推進、地域の福祉社会への貢献と機能分担を明確化するなど、事業内容をさらに見直し、7.2億円（平成22年度9.0億円）を確保しました。こうして、平成23年度より旧補助金は「生活衛生関係営業対策事業費補助金」として新たに生まれ変わりました。

補助金の目的

生活衛生関係営業の経営の健全化、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護を図り、もって安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進することを目的としています。

補助の対象となる事業

生活衛生関係営業対策事業実施計画書が提出された事業のうち、外部有識者により構成される生活衛生関係対策事業費補助金審査・評価会による審査を踏まえ、厚生労働省が採択したものに対して補助することとなっています。

補助対象事業の実施主体

◇生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）（以下「生衛法」という。）に基づき指定が行われた、

都道府県指導センター、生衛法に基づき組織された、連合会及び生衛組合、生衛法に基づき指定された、全国指導センター

実施する事業

- ◇都道府県指導センターが行う事業で都道府県が補助する事業（相談指導事業、分野調整等協議会等事業、情報化整備事業、後継者育成支援事業、健康・福祉対策推進事業、消費者コールセンター事業）
- ◇全国指導センターが行う事業（指導・研修事業、消費者対応事業、情報ネットワーク事業、経営安定化事業、衛生水準確保・振興調査研究事業）
- ◇連合会及び生衛組合が行う事業（各団体提案型事業、先進的モデル事業（特別課題））

補助率

- ◇都道府県指導センターが行う事業で都道府県が補助する事業については、予算の範囲内で1/2を補助します。（ただし、人件費については、相談指導事業の事業評価を踏まえ、20%の範囲内で削減する場合があります。）
- ◇全国指導センターが行う事業、連合会及び生衛組合が行う事業については、予算の範囲内で定額を補助します。（対象経費の10/10相当）

事業実施者の役割と責務

事業実施者は、補助事業を行うに際し、公衆衛生の向上及び増進、経営の健全化、国民生活の安定に寄与すること、事業の成果を挙げることに、事業の成果が最終的には国民・社会に還元されるよう図ること、あるいは成果が出ない場合には、評価を通じて課される説明責任や結果責任を重く受け止めること等、その役割を十分に自覚し、事業の成果や意義を分かりやすく整理し、広く国民に周知し、理解を得るよう努めることが求められています。

日本政策金融公庫（国民生活事業）から

3月11日に発生した東日本大震災で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
日本政策金融公庫は、今回の地震で被災された皆さまの返済相談、融資相談に政府系金融機関として円滑、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

東日本大震災により被災された皆さまへの支援態勢について

1 特別相談窓口の設置及び電話相談の実施

3月11日付で、全国の支店に「東日本大震災に関する特別相談窓口」を設置し、融資相談及び返済相談に対応しています。また、事業資金相談ダイヤルによる電話相談も行っています。

＜事業資金相談ダイヤル＞ 平日9時～19時 TEL 0120-154-505

2 震災関連の融資制度（生活衛生同業組合の組合員の皆さま向けの融資制度の概要）

平成23年度第1次補正予算の成立を受け、生活衛生関係営業を営む皆さま向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を創設しました。本融資制度は、東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、既存の複数の融資制度を一本化し、融資限度額や金利引下げ措置等を大幅に拡充したものです。

「東日本大震災復興特別貸付」のポイント

1. 制度概要

既存の震災対応融資制度を大幅に拡充。

2. 主な拡充内容

＜上乗せの拡大＞

直接被害及び間接被害を受けた方の融資限度額（上乗せ）を倍増（3,000万円→6,000万円）

※ご利用には市町村等が発行する罹災証明等が必要です。

＜金利の引下げ＞

適用金利の大幅な引下げ（直接被害者は貸付後3年間▲0.9%→▲1.4%引下げ。間接被害者は貸付後3年間▲0.9%→最大▲1.4%引下げ。）

※3,000万円の範囲内の適用となります。

「東日本大震災復興特別貸付」の概要

利用対象者	融資限度額	融資期間（据置期間）	融資利率
・震災により直接被害を受けた方 ・原発事故に係る警戒区域等(注1)内に事業所を有する方	6,000万円 (上乗せ)	設備資金 20年以内 (5年以内)	基準利率より0.5%引下げ 融資後3年間は、3,000万円まで 基準利率より、1.4%引下げ
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)		設備資金 15年以内 (3年以内)	基準利率より最大0.5%引下げ (注2) 融資後3年間は、3,000万円まで 基準利率より最大1.4%引下げ (注2)
その他震災の影響により、売上等が減少している方など（風評被害等による影響を含む）	5,700万円	運転資金 8年以内 (3年以内)	基準利率より最大0.5%引下げ (注2)

(注1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

(注2) 売上高等の減少で0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に0.2%引下げ。

平成23年度「生活衛生貸付」制度改正の概要について

今年度も、皆さまのよりよきパートナーを目指して、生活衛生貸付制度の拡充を図りましたので、主な改正点についてご紹介します。

振興事業貸付の改善等

「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」を策定している生活衛生関係業者に係る新たな利率低減措置（振興事業促進支援融資制度）が創設されました

■貸付対象者

事業計画書を策定し、振興計画認定組合から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方

■利率の引下げ内容

- ▼設備資金をご利用の場合、「特別利率C」が「特別利率C - 0.15%」に引下げられます（ただし、振興特利設備に限られます）。
- ▼運転資金をご利用の場合、「基準利率」が「基準利率 - 0.15%」に引下げられます。さらに、標準営業約款登録業者にかかる運転資金については、「特別利率A」が「特別利率A - 0.15%」に引下げられます。

●上記の振興事業促進支援融資制度の導入に伴って、経済対策の一環で導入されていた事業計画策定者に係る振興事業利率（設備：特別利率D、運転：特別利率A又はB）は廃止されました。

●一定の会計書類とは

- ◆青色申告を行っている方…… 税務署の収受印がある青色申告書
- ◆白色申告を行っている方…… 白色申告書。必要に応じて経営状況が確認できる帳簿類。
- ◆決算（申告）実績のない方… 経営実績に基づき作成された創業計画書等の経営実績の分かるもの。必要に応じて経営状況が確認できる帳簿類。
- ◆開業予定の方…………… 創業計画書

生活衛生改善貸付（衛経）の改善等

貸付条件の特例措置が平成24年3月末まで延長されました

■貸付限度額

1,000万円 ⇒ 1,500万円

■貸付期間（据置期間）

設備資金：7年以内（6ヵ月以内）⇒ 10年以内（2年以内）

運転資金：5年以内（6ヵ月以内）⇒ 7年以内（1年以内）

各特別利率の水準

- ◇ 特別利率A = 基準利率 - 0.4%
- ◇ 特別利率B = 基準利率 - 0.65%
- ◇ 特別利率C = 基準利率 - 0.9%
- ◇ 特別利率E = 基準利率 - 1.4%
- ◇ 特別利率F = 基準利率 - 0.3%

生活衛生セーフティネット貸付の改善等

貸付条件の拡充措置が平成23年9月末まで延長されました

<拡充内容の主なポイント>

■貸付期間（据置期間）

7年以内（2年以内）⇒ 8年以内（3年以内）

■「経営環境変化資金」の貸付限度額

「振興事業貸付の運転資金と合わせて5,700万円」
⇒ 「振興事業貸付の運転資金とは別に5,700万円」

■「金融環境変化資金」の貸付限度額

別枠3,000万円 ⇒ 別枠4,000万円

融資制度の詳細は、日本政策金融公庫の各支店（国民生活事業）またはこくきんビジネスサポートプラザにお問い合わせください。

震災関連の相談あれこれ

〈(株)全国消費生活相談員協会 消費生活専門相談員 吉川萬里子〉

はじめに

2011年3月11日に発生した「東日本大震災」は、地震、津波の恐ろしさに加えて、原子力発電所の事故という私達がこれまで経験したことのない大惨事をも引き起こしました。被害にあわれた方々にお見舞いを申し上げるとともに、被災された方の力になれることは何か、日本人としてこのような事態にどのように対処していったらよいのかなどなど、1人1人が自分たちのこととして真剣に考え行動を起こした2ヵ月でした。

一方で、被災者への悪質商法の勧誘や、震災という事態を悪用して義捐金詐欺をしようとする人々がいるのは残念なことです。これまでの阪神大震災、新潟地震などの折にも震災に関連した便乗商法や詐欺商法による被害が発生しています。

当協会では阪神大震災の時は「兵庫県南部地震関連生活問題110番」、新潟地震の時は「新潟県中越地震生活問題電話相談」として緊急相談窓口を設けて、倒壊した家の保険のこと賃貸住宅契約のこと、潰れた家電製品の修理は可能かといった様々な相談にのりました。阪神大震災の時は事業者の災害時の対応が十分整っておらず、相談窓口が混乱しましたが、不幸なことではありますが、その後に災害などが起きるたびに、行政はもちろん保険業界、家電業界など事業者として必要に応じて現地に相談窓口を設置、Q&Aなど事態に応じたマニュアルも作成し、適切な相談業務等が行われるようになり、「被災者生活再建支援法」など法的にもそれなりに整備されてきました。しかし、今回のような原子力発電所の事故による被害の対応は、これまでに想定したものとは異なる新たな対応が求められているのは周知の事実です。

1. 様々な相談内容

国民生活センターでは「震災に関する悪質商法110番」を実施しています。震災直後は「ガソリンがない」、「水がない」といった品不足に関する相談が多かったようですが、最近は「放射性物質の除去に役立つという食品の効果は本当にあるのか」、「流された賃貸住宅の契約はどうなるのか」など多様な内容に変化しつつあると国民生活センターは報じています。

当協会の週末相談にも震災関連の相談が寄せられています。震災関連悪質商法には以下のように被災者が直接被害にあっているものと、震災という惨事に便乗して被災者以外の人を巻き込んで被害を発生させているケースなどがあります。

(1)被災者がターゲットにされる悪質商法

〈事例①〉屋根瓦が割れている。このままだと雨漏りがして家が壊れるので、早いうちに工事をしておいた方がよい。瓦が古いので全部葺き替えなくてはいけないなどと言って地震後に複数の業者が訪問してきている。便乗商法に注意するようにとの警告チラシの回覧が警察からも届いているが、高齢で屋根に上がって状況を見ることもできない。

〈事例②〉「震災で不具合が発生していないか点検して回っている。不具合の補修工事をする」と行政から補助金が出る」と工事契約を勧める業者がいるが、補助金は本当にでるのか。

〈事例③〉被災地の一部でクレジットカードのショッピング枠の現金化の勧誘と思われるピラ等が配布されている。簡単にお金が手に入りそうなので利用したいが問題はないのか。

(2)震災に便乗した悪質商法

〈事例④〉パソコンで震災関連のブログを閲覧

していた。原子力発電に関するサイトにリンクが張られていたのでクリックしたらアダルトサイトに接続してしまい登録料を請求された。

＜事例⑤＞「味噌には体内に入った放射能物質を吸着し、体外に排出する物質が含まれており、そのために放射能の害から人体を守る、とされている」といった医師の話を書いたチラシをもって、「手作り味噌の味を見てほしい」と自宅を訪問してきた販売員に「要らないとむげに断ることもできずに、放射能汚染を防ぐことができるのなら」と、6キロの味噌を18900円で購入した。味噌と放射能の関係も信じられないし、価格も高いのでクーリングオフできないか。
＜事例⑥＞水道水の供給元の水ガメが放射能で汚染されているとか、水を入れる容器のふたの生産が追いつかないのでペットボトル入りの水がスーパー等の店頭から一時的に姿を消した時に、タイミングよく「震災の影響で水の入手が困難な状況になった皆様のお力になりたく安心・安全なお水が有ります」とのFAXが届いた。通常の水に比べて高いなと思いつつ代金を振り込んだが商品が届かない。

(3)その他

＜事例⑦＞海外旅行の参加申し込みを今年1月にしていた。ただ、このような時に海外旅行に行く気がしない。旅行会社にキャンセルを申し入れたが、キャンセル料を請求された。非常事態なのに納得いかない。

＜事例⑧＞「被災地の高校の同窓会で義捐金を集めている、義捐金を振り込んでほしい」と振り込み詐欺ではないかと思われる電話がかかってきた。

＜事例⑨＞放射能に汚染された農産品が出荷されていたというニュースがあった。安全基準値をはっきりさせて欲しいし、違反業者は厳しく

罰してほしい。

2. 震災関連相談窓口

＜事例③＞は被災者への心ない広告です。クレジットカードのショッピング枠の現金化とはカードのショッピング枠で買わせた商品等を業者が買い取ることで現金が支払われるというやり方です。これはクレジットカード会員規約に違反する行為です。手元に現金が多少なりとも入れば、その場はしのげます。しかし、結局、買った商品の支払いがのしかかり債務を増大させてしまいます。「被災者生活再建支援法」による“被災者生活再建支援制度”や「災害弔慰金の支給等に関する法律」による“災害弔慰金、災害障害見舞金”の支給制度、“災害援護資金”の貸付制度などがあります。カードの現金化を考える前に、こうした制度を利用されることをすすめます。

＜事例⑤＞は契約後8日以内であればクーリングオフできます。医師の話(味噌が放射能の害から人体を守る)として、不実とも思われる情報がのったチラシを渡して購入を促しています。クーリングオフ期間経過後でも不正確な内容を告げられてした契約として取り消しも可能でしょう。

＜事例⑦＞は相談者の気持ちは理解できますが、旅行先が被災地ということではなく、旅行に行けるのですから、解約料を請求されるのは不当とはいえません。

震災に関連する相談は各地の自治体の消費生活センターで受けています。全国共通の電話番号は消費者ホットライン0570-064-370。特守ろうよ みんなを!に被災地岩手県、宮城県、福島県、茨城県の方は(県外に避難されている方も)国民生活センターが実施している「震災に関連する悪質商法110番」0120-214-888にご相談ください。

いっつもかあさん、ときどきライター



続・毎日が戦い

ミニミと生活

娘の小学校卒業を記念して

飼いはじめたシーズーのミニミ。生後半年、すべてがかわいかった赤ちゃん時代を過ぎ、「こんなはずじゃなかった」という事態が次々に起きています。

とにかく何か食べたい。台所に立っていると音もなく忍び寄り、床のおこぼれを拾おうと目を光らせているし、私が仕事机に向かいつつ、クツキーをかじるポリツという音がすると、疾風のように飛んでくる。家事も仕事もお手上げ状態。ペット店の店員さんによると「シーズーはプライドが高い」そうだが、食欲の前にはプライドをかなぐり捨てた行動の数々に、血統書なるものも怪しく思えてく

る。

あまりにうるさいので、パンのかけらや野菜の煮物などをやっていったのだが、これを聞いた私の妹が激怒。妹は要介護犬の医療費に給料のほとんどをつぎこんでおり、「人間の食べ物に絶対あかんって!!うちのナミちゃんみたいになったらどうすんの!!」と厳命されてしまった。室内で大型犬2頭を飼っているという強者・業界紙の編集者Sさんも「あゝ佐藤さん、それはダメダメダメダメ」と激しくダメ出し。原稿に直しを入れたい時は遠慮がちに言葉を選ぶSさんとは思えぬ勢いに、他人の犬にここまで熱くなれる「犬フリーク(熱狂的なマニア)」



このミニミ、この転落中にダイ・インして農道で余勢い

たちに、感謝するやらあきれるやら。

毎日の散歩でも激しい攻防が展開される。農道の草むらを分け入ってぐんぐん進み、においを嗅ぎまわるミニミをほほえましく見ていたのだが、帰宅すると、全身から他の犬のおしっこ臭が!有無を言わず風呂場へ直行、以来、草むらは鬼門となり、そちらへ行こうとするとリードを引っ張って引き止めている。地べたに爪を立て、顔だけきつと上げ、身を伏せて抗議している姿はまさに「ダイ・イン」。

勝負は私の負けか。

子どもたちが帰宅して、やつとお世話係から解放と思いきや、階段下でギャンギャンほえているので、何事かと思えば長男が頭を下にして階段に長々と這いつくばり(驚愕)、「シャァ!!」とミニミを威嚇しているではないか。「蛇とマンダースごっこしてんねん」と語る息子、これで高校2年生である…。

ああ、今、気が付いた。「生衛ジャーナル」の貴重なページに、2号続けてミニミのことを書き連ねている私も、立派な「犬フリーク」のようだ。

(フリーライター

佐藤 カラル)

都道府県生活衛生営業指導センター一覧

H23.5.1 現在

北海道	011-615-2112	東京都	03-3445-8751	滋賀県	077-524-2311	香川県	087-862-3334
青森県	017-722-7002	神奈川県	045-212-1102	京都府	075-722-2051	愛媛県	089-924-3305
岩手県	019-624-6642	新潟県	025-283-5900	大阪府	06-6943-5603	高知県	088-872-4124
宮城県	022-343-8763	富山県	076-442-0285	兵庫県	078-361-8097	福岡県	092-651-5115
秋田県	018-835-0020	石川県	076-262-7776	奈良県	0742-33-3140	佐賀県	0952-25-1432
山形県	023-623-4323	福井県	0776-25-2064	和歌山県	073-431-0657	長崎県	095-824-6329
福島県	024-525-4085	山梨県	055-232-1071	鳥取県	0857-29-8590	熊本県	096-362-3061
茨城県	029-225-6603	長野県	026-235-3612	島根県	0852-26-0651	大分県	097-537-4858
栃木県	028-625-2660	岐阜県	058-216-3670	岡山県	086-222-3598	宮崎県	0985-25-1466
群馬県	027-224-1809	静岡県	054-272-7396	広島県	082-532-1200	鹿児島	099-222-8332
埼玉県	048-863-1873	愛知県	052-953-7443	山口県	083-928-7512	沖縄県	098-891-8960
千葉県	043-307-8272	三重県	059-225-4181	徳島県	088-623-7400		

(財)全国生活衛生営業指導センター賛助会員 (50音順、5月25日現在)

株式会社太陽美術

〒135-0024
東京都江東区清澄2-7-11

株式会社ダイワサービス

〒550-0011
大阪市西区阿波座1-5-16 大和ビル

株式会社トーコン・システムサービス

〒113-0033
東京都文京区本郷1-18-6 トーコンビル

アフラック募集代理店(特別)

株式会社ユニバーサルファミリー

〒164-0012
東京都中野区本町4-45-9 ユニバーサルビル

芝サン陽印刷株式会社

〒104-0033
東京都中央区新川1-22-13

社団法人日本サウナ・スパ協会

〒102-0074
東京都千代田区九段南4-8-30 アルス市ヶ谷907

菅原印刷株式会社

〒111-0051
東京都台東区蔵前3-15-1

タカラベルモント株式会社

〒107-0052
東京都港区赤坂7-1-19 タカラ椅子会館内

日本ハム株式会社

〒141-6014
東京都品川区大崎2-1-1

生衛ジャーナル

5月号 平成23年5月発行 通巻397号

■編集・発行 財団法人 全国生活衛生営業指導センター 編集長 小宮山 健彦 編集主幹 坂崎 登
〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 (全国生衛会館2階) TEL 03(5777)0341 FAX 03(5777)0342

■制作 菅原印刷株式会社
〒111-0051 東京都台東区蔵前3-15-1 エスピービル TEL 03(5687)2211 FAX 03(5687)2310
<http://www.sugawara-p.co.jp> E-mail: journal@sugawara-p.co.jp

本誌に掲載した論文などで、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りします。

宝くじは、
地方自治体の公共事業等に
幅広く使われています。



宝くじの収益金は、
病院や検診車、図書館や動物園、
災害に強い街づくり、
緑あふれる公園、美術館など、
皆様の暮らしに役立てられています。

財団法人 日本宝くじ協会